

「専利審査指南改正草案（再意見募集稿）」 修正対照表

第一部分

| 「専利審査指南」 (2010年2月1日施行) | 「専利審査指南改正草案（再意見募集稿）」 (訂正履歴表記あり) | 「専利審査指南改正草案（再意見募集稿）」 (訂正履歴表記なし) |
|--|--|--|
| <p>第一部分第一章</p> <p>4.1.2 発明者</p> <p>……</p> <p>発明者は専利局にその氏名を公開しないように申し出ることが可能である。専利出願の提出時、発明者の氏名の不公開を要請する場合、願書の「発明者」の欄に記載した発明者氏名の後に「（氏名を公開しない）」と明記しなければならない。氏名の不公開要請を提出した後に、審査を経て、規定に合致すると認められる場合、専利局は専利公報、専利出願単行本、専利単行本及び専利証書のいずれにも、その氏名を公開しない。そして、相応</p> | <p>第一部分第一章</p> <p>4.1.2 発明者</p> <p>……</p> <p>発明者は専利局にその氏名を公開しないように申し出ることが可能である。専利出願の提出時、発明者の氏名の不公開を要請する場合、願書の「発明者」の欄に記載した発明者氏名の後に「（氏名を公開しない）」と明記しなければならない。氏名の不公開要請を提出した後に、審査を経て、規定に合致すると認められる場合、専利局は専利公報、専利出願単行本、専利単行本及び専利証書のいずれにも、その氏名を公開しない。そして、相応</p> | <p>第一部分第一章</p> <p>4.1.2 発明者</p> <p>……</p> <p>発明者は専利局にその氏名を公開しないように申し出ることが可能である。専利出願の提出時、発明者の氏名の不公開を要請する場合、願書の「発明者」の欄に記載した発明者氏名の後に「（氏名を公開しない）」と明記しなければならない。氏名の不公開要請を提出した後に、審査を経て、規定に合致すると認められる場合、専利局は専利公報、専利出願単行本、専利単行本及び専利証書のいずれにも、その氏名を公開しない。そして、相応</p> |

| | | |
|---|---|---|
| <p>した位置で「氏名の不公開を要請」と明記しなければならない。発明者は再び氏名を公開するように申し出てはならない。専利出願を提出した後に、発明者の氏名の不公開を要請する場合、発明者が署名又は捺印した書面声明を提出しなければならないが、専利出願が公開準備段階に入った後に、当該請求を出した場合、請求を提出していないものとみなし、審査官は未提出とみなす通知書を発行しなければならない。外国発明者の中国語の氏名訳においては、外国語の短縮アルファベットを使い、姓と名の間には黒点で区分し、その黒点を中間位置に置くようにする。</p> <p>例えば、M・ジョーンズなど。</p> | <p>した位置で「氏名の不公開を要請」と明記しなければならない。発明者は再び氏名を公開するように申し出てはならない。専利出願を提出した後に、発明者の氏名の不公開を要請する場合、発明者が署名又は捺印した書面声明を提出しなければならないが、専利出願について公開準備に入ったが完了した後に、当該請求を出した場合、請求を提出していないものとみなし、審査官は未提出とみなす通知書を発行しなければならない。外国発明者の中国語の氏名訳においては、外国語の短縮アルファベットを使い、姓と名の間には黒点で区分し、その黒点を中間位置に置くようにする。例えば、M・ジョーンズなど。</p> | <p>した位置で「氏名の不公開を要請」と明記しなければならない。発明者は再び氏名を公開するように申し出てはならない。専利出願を提出した後に、発明者の氏名の不公開を要請する場合、発明者が署名又は捺印した書面声明を提出しなければならないが、専利出願について公開準備が完了した後に、当該請求を出した場合、請求を提出していないものとみなし、審査官は未提出とみなす通知書を発行しなければならない。外国発明者の中国語の氏名訳においては、外国語の短縮アルファベットを使い、姓と名の間には黒点で区分し、その黒点を中間位置に置くようにする。</p> <p>例えば、M・ジョーンズなど。</p> |
| <p>第一部分第一章</p> <p>4.1.4 連絡者</p> <p>出願人が単位（訳注：会社・機関・団体等）であり、かつ専利代理機構に委託していない場合、連絡者を記入しなければならない。連絡者は当該単位の代わりに専利局から送付された通知書を受領する者である。連絡</p> | <p>第一部分第一章</p> <p>4.1.4 連絡者</p> <p>出願人が単位（訳注：会社・機関・団体等）であり、かつ専利代理機構に委託していない場合、連絡者を記入しなければならない。連絡者は当該単位の代わりに専利局から送付された通知書を受領する者である。連絡</p> | <p>第一部分第一章</p> <p>4.1.4 連絡者</p> <p>出願人が単位（訳注：会社・機関・団体等）であり、かつ専利代理機構に委託していない場合、願書に連絡者を明示し、かつ連絡者が当該単位の勤務者である旨の証明書類を提供しなければならない。出願人は個人であ</p> |

| | | |
|--|--|--|
| <p>者は当該単位の勤務者でなければならない、必要な際に、審査官は出願人に証明書の提示を要求して良いとする。出願人は個人であり、他人が代わりに専利局からの通知書を受領する必要がある場合にも、連絡者を記入することができる。連絡者は一人のみ記入することができる。連絡者を記入する場合、連絡者の通信住所、郵便番号、電話番号もあわせて書き入れる必要がある。</p> | <p>者は当該単位の勤務者でなければならない、 必要な際に、審査官は出願人に証明書の提示を要求して良いとする。 <u>願書に連絡者を明示し、かつ連絡者が当該単位の勤務者である旨の証明書類を提供しなければならない。</u>出願人は個人であり、他人が代わりに専利局からの通知書を受領する必要がある場合にも、連絡者を記入することができる。連絡者は一人のみ記入することができる。連絡者を記入する場合、連絡者の通信住所、郵便番号、電話番号もあわせて書き入れる必要がある。</p> | <p>り、他人が代わりに専利局からの通知書を受領する必要がある場合にも、連絡者を記入することができる。連絡者は一人のみ記入することができる。連絡者を記入する場合、連絡者の通信住所、郵便番号、電話番号もあわせて書き入れる必要がある。</p> |
| <p>第一部分第一章 4.1.5 代表者 出願人が 2 名以上であり、かつ専利代理機構に委託していない場合、本指南に別途の規定がある場合又は願書に別途に声明がある場合を除き、先頭に署名をした出願人を代表者とする。願書に別途の声明をする場合、指定する代表者は出願人のうちの 1 人でなければならない。共有権利に直接に関わる手続を除いて、代表者は出願人全員の代表として、専</p> | <p>第一部分第一章 4.1.5 代表者 出願人が 2 名以上であり、かつ専利代理機構に委託していない場合、本指南に別途の規定がある場合又は願書に別途に声明がある場合を除き、先頭に署名をした出願人を代表者とする。願書に別途の声明をする場合、指定する代表者は出願人のうちの 1 人でなければならない。<u>電子出願においては、提出者を代表者とみなす。</u>共有権利に直接に関わる手続</p> | <p>第一部分第一章 4.1.5 代表者 出願人が 2 名以上であり、かつ専利代理機構に委託していない場合、本指南に別途の規定がある場合又は願書に別途に声明がある場合を除き、先頭に署名をした出願人を代表者とする。願書に別途の声明をする場合、指定する代表者は出願人のうちの 1 人でなければならない。電子出願においては、提出者を代表者とみなす。共有権利に直接に関わる手続</p> |

| | | |
|--|--|---|
| <p>利局に対するその他手続を行うことができる。共有権利に直接に関わる手続には、専利出願の提出、専利代理の委託、専利出願権・優先権又は専利権の譲渡、専利出願の取下げ、優先権主張の取下げ、専利権の放棄などが含まれる。共有権利に直接に関わる手続については、権利者全員が署名又は捺印しなければならない。</p> | <p>を除いて、代表者は出願人全員の代表として、専利局に対するその他手続を行うことができる。共有権利に直接に関わる手続には、専利出願の提出、専利代理の委託、専利出願権・優先権又は専利権の譲渡、専利出願の取下げ、優先権主張の取下げ、専利権の放棄などが含まれる。共有権利に直接に関わる手続については、権利者全員が署名又は捺印しなければならない。</p> | <p>を除いて、代表者は出願人全員の代表として、専利局に対するその他手続を行うことができる。共有権利に直接に関わる手続には、専利出願の提出、専利代理の委託、専利出願権・優先権又は専利権の譲渡、専利出願の取下げ、優先権主張の取下げ、専利権の放棄などが含まれる。共有権利に直接に関わる手続については、権利者全員が署名又は捺印しなければならない。</p> |
| <p>第一部分第一章</p> | <p>第一部分第一章</p> <p><u>4.7 先の出願書類を援用する方式による出願書類の追加提出</u></p> <p><u>4.7.1 先の出願書類を援用する方式による欠落した権利の要求書又は説明書の追加提出</u></p> <p><u>出願人は専利法実施細則第 45 条の規定に基づいて、先の出願書類を援用する方式によって欠落した権利の要求書又は説明書を追加提出する場合、専利出願を提出する段階において先の出願の優先権を主張するとともに、援用・付加声明を提出しなければならない。また、専利出願の提出日から 2 ヶ月以内又は国</u></p> | <p>第一部分第一章</p> <p>4.7 先の出願書類を援用する方式による出願書類の追加提出</p> <p>4.7.1 先の出願書類を援用する方式による欠落した権利の要求書又は説明書の追加提出</p> <p>出願人は専利法実施細則第 45 条の規定に基づいて、先の出願書類を援用する方式によって欠落した権利の要求書又は説明書を追加提出する場合、専利出願を提出する段階において先の出願の優先権を主張するとともに、援用・付加声明を提出しなければならない。また、専利出願の提出日から 2 ヶ月以内又は国</p> |

| | | |
|--|---|--|
| | <p>務院専利行政部門が指定した期限までに援用・付加確認声明を提出し、関連の書類を追加提出しなければならない。<u>方式審査において、審査官は以下の内容について審査しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 援用・付加確認声明で明記した先の出願の出願番号は、願書に記入した先の出願の出願番号と一致する必要がある。また、追加提出する出願書類の内容が、先の出願書類の副本（副本が外国語の場合はその中国語訳文のことをいう）において記載されている位置について説明しなければならない。</u></p> <p><u>(2) 追加提出する出願書類の内容は、先の出願書類の副本及びその中国語訳文に含まれるものでなければならない。</u></p> <p><u>(3) 願書において外国優先権を主張する場合、元の受理機構が発行した先の出願書類の副本を提出するとともに、当該副本の中国語訳文を提出しなければならない。国内優先権を主張する場合であって、先の出願の番号及び出願日が明記されるときは、先の出願書類</u></p> | <p>務院専利行政部門が指定した期限までに援用・付加確認声明を提出し、関連の書類を追加提出しなければならない。<u>方式審査において、審査官は以下の内容について審査しなければならない。</u></p> <p>(1) 援用・付加確認声明で明記した先の出願の出願番号は、願書に記入した先の出願の出願番号と一致する必要がある。また、追加提出する出願書類の内容が、先の出願書類の副本（副本が外国語の場合はその中国語訳文のことをいう）において記載されている位置について説明しなければならない。</p> <p>(2) 追加提出する出願書類の内容は、先の出願書類の副本及びその中国語訳文に含まれるものでなければならない。</p> <p>(3) 願書において外国優先権を主張する場合、元の受理機構が発行した先の出願書類の副本を提出するとともに、当該副本の中国語訳文を提出しなければならない。国内優先権を主張する場合であって、先の出願の番号及び出願日が明記されるときは、先の出願書類</p> |
|--|---|--|

| | | |
|--|--|--|
| | <p>の副本を提出したものとみなす。</p> <p>(4) 援用・付加に係る優先権は、専利法第 29 条、実施細則第 34 条及び第 35 条の規定、並びに審査指南第一部分第一章第 6.2.1 節、第 6.2.2 節及び第 6.2.5 節の規定に合致するものでなければならない。実施細則第 36 条及び第 37 条に規定された状況に該当する場合、実施細則第 45 条の規定を適用しない。</p> <p>(1) 又は (3) の規定に合致しない場合、審査官は手続実行補正通知書を発行しなければならない。期限が満了になっても応答がない場合又は補正後も規定に合致しない場合、審査官は専利出願取消受理通知書を発行し、援用・付加声明の提出がなかったものとみなす旨を明確にし、かつ案件終了の処理を行わなければならない。(4) の規定に合致しない場合、審査官は専利出願取消受理通知書を発行し、援用・付加声明の提出がなかったものとみなす旨を明確にし、かつ案件終了の処理を行わなければならない。(2) の規定に合致しない場合、審査官は手続実行補正通知書を</p> | <p>の副本を提出したものとみなす。</p> <p>(4) 援用・付加に係る優先権は、専利法第 29 条、実施細則第 34 条及び第 35 条の規定、並びに審査指南第一部分第一章第 6.2.1 節、第 6.2.2 節及び第 6.2.5 節の規定に合致するものでなければならない。実施細則第 36 条及び第 37 条に規定された状況に該当する場合、実施細則第 45 条の規定を適用しない。</p> <p>(1) 又は (3) の規定に合致しない場合、審査官は手続実行補正通知書を発行しなければならない。期限が満了になっても応答がない場合又は補正後も規定に合致しない場合、審査官は専利出願取消受理通知書を発行し、援用・付加声明の提出がなかったものとみなす旨を明確にし、かつ案件終了の処理を行わなければならない。(4) の規定に合致しない場合、審査官は専利出願取消受理通知書を発行し、援用・付加声明の提出がなかったものとみなす旨を明確にし、かつ案件終了の処理を行わなければならない。(2) の規定に合致しない場合、審査官は手続実行補正通知書を</p> |
|--|--|--|

| | | |
|----------------|--|--|
| | <p>発行しなければならない。期限が満了になっても応答がない場合、審査官は専利出願取消受理通知書を発行し、援用・付加声明の提出がなかったものとみなす旨を明確にし、かつ案件終了の処理を行わなければならない。補正後に追加提出した出願書類の内容がなおも先の出願書類の副本及びその中国語訳文に含まれておらず、かつ (1)、(3)、(4) の規定に合致しない場合、審査官は出願日再確定通知書を発行し、権利要求書又は説明書を追加提出した日を出願日としなければならない。</p> | <p>発行しなければならない。期限が満了になっても応答がない場合、審査官は専利出願取消受理通知書を発行し、援用・付加声明の提出がなかったものとみなす旨を明確にし、かつ案件終了の処理を行わなければならない。補正後に追加提出した出願書類の内容がなおも先の出願書類の副本及びその中国語訳文に含まれておらず、かつ (1)、(3)、(4) の規定に合致しない場合、審査官は出願日再確定通知書を発行し、権利要求書又は説明書を追加提出した日を出願日としなければならない。</p> |
| <p>第一部分第一章</p> | <p>第一部分第一章</p> <p>4.7.2 先の出願書類を援用する方式による誤って提出した権利要求書、説明書、又は不十分な若しくは誤って提出した権利要求書、説明書の一部内容の追加提出</p> <p>専利法実施細則第 45 条の規定に基づき、専利出願に係る権利要求書、説明書の一部の内容が不十分で、又は権利要求書、説明書若しくはその一部の内容を誤って提出してしまっ</p> | <p>第一部分第一章</p> <p>4.7.2 先の出願書類を援用する方式による誤って提出した権利要求書、説明書、又は不十分な若しくは誤って提出した権利要求書、説明書の一部内容の追加提出</p> <p>専利法実施細則第 45 条の規定に基づき、専利出願に係る権利要求書、説明書の一部の内容が不十分で、又は権利要求書、説明書若しくはその一部の内容を誤って提出してしまっ</p> |

| | | |
|--|--|--|
| | <p>た場合、先の出願書類を援用する方式によって不十分な部分又は正しい部分を追加提出し、出願日を留保することができる。</p> <p>出願人は提出日に先の出願の優先権を主張し、先の出願書類を援用する方式によって権利要求書、説明書又はその一部の内容を追加提出する旨を請求する場合、専利出願を提出する段階において援用・付加声明を提出するとともに、専利出願の提出日から2ヶ月以内又は国務院専利行政部門が指定した期限までに、援用・付加確認声明を提出し、関連の書類を追加提出しなければならない。専利出願に対する補正通知書が発行され、出願書類に形式上の欠陥が存在する旨の指摘がなされた場合、出願人は指定の期限までに援用・付加確認声明を提出し、先の出願書類を援用する方式によって欠陥を克服することができる。</p> <p>提出日に優先権を主張しない場合又は規定された期限内に援用・付加声明及び援用・付加確認声明を提出しない場合、審査官は援用・付加声明の提出がなかったものとみなす旨の</p> | <p>た場合、先の出願書類を援用する方式によって不十分な部分又は正しい部分を追加提出し、出願日を留保することができる。</p> <p>出願人は提出日に先の出願の優先権を主張し、先の出願書類を援用する方式によって権利要求書、説明書又はその一部の内容を追加提出する旨を請求する場合、専利出願を提出する段階において援用・付加声明を提出するとともに、専利出願の提出日から2ヶ月以内又は国務院専利行政部門が指定した期限までに、援用・付加確認声明を提出し、関連の書類を追加提出しなければならない。専利出願に対する補正通知書が発行され、出願書類に形式上の欠陥が存在する旨の指摘がなされた場合、出願人は指定の期限までに援用・付加確認声明を提出し、先の出願書類を援用する方式によって欠陥を克服することができる。</p> <p>提出日に優先権を主張しない場合又は規定された期限内に援用・付加声明及び援用・付加確認声明を提出しない場合、審査官は援用・付加声明の提出がなかったものとみなす旨の</p> |
|--|--|--|

| | | |
|--|--|--|
| | <p><u>通知書を発行しなければならない。</u></p> <p><u>先の出願書類を援用する方式によって出願書類を追加提出する場合、さらに以下に挙げられた要求を満たさなければならない。</u></p> <p><u>(1) 援用・付加確認声明は援用する先の出願の出願番号を明記し、追加提出する出願書類の内容が、先の出願書類の副本（副本が外国語の場合はその中国語訳文のことをいう）において記載されている位置について説明しなければならない。</u></p> <p><u>(2) 出願書類の修正の差し替え頁を提出する。</u></p> <p><u>(3) 追加提出する出願書類の内容は、先の出願書類の副本及びその中国語訳文に含まれるものでなければならない。</u></p> <p><u>(4) 願書において外国優先権を主張する場合、元の受理機構が発行した先の出願書類の副本を提出するとともに、当該副本の中国語訳文を提出しなければならない。国内優先権を主張する場合であって、先の出願の番号及び出願日が明記されるときは、先の出願書類</u></p> | <p>通知書を発行しなければならない。</p> <p>先の出願書類を援用する方式によって出願書類を追加提出する場合、さらに以下に挙げられた要求を満たさなければならない。</p> <p>(1) 援用・付加確認声明は援用する先の出願の出願番号を明記し、追加提出する出願書類の内容が、先の出願書類の副本（副本が外国語の場合はその中国語訳文のことをいう）において記載されている位置について説明しなければならない。</p> <p>(2) 出願書類の修正の差し替え頁を提出する。</p> <p>(3) 追加提出する出願書類の内容は、先の出願書類の副本及びその中国語訳文に含まれるものでなければならない。</p> <p>(4) 願書において外国優先権を主張する場合、元の受理機構が発行した先の出願書類の副本を提出するとともに、当該副本の中国語訳文を提出しなければならない。国内優先権を主張する場合であって、先の出願の番号及び出願日が明記されるときは、先の出願書類</p> |
|--|--|--|

| | | |
|--|---|---|
| | <p>の副本を提出したものとみなす。</p> <p>(5) 援用・付加に係る優先権は、専利法第 29 条、実施細則第 34 条及び第 35 条の規定、並びに審査指南第一部分第一章第 6.2.1 節、第 6.2.2 節及び第 6.2.5 節の規定に合致するものでなければならない。実施細則第 36 条及び第 37 条に規定された状況に該当する場合、実施細則第 45 条の規定を適用しない。</p> <p>(1)、(2)又は(4)の規定に合致しない場合、審査官は手続実行補正通知書を発行しなければならない。期限が満了になっても応答がない場合又は補正後も規定に合致しない場合、審査官は援用・付加声明の提出がなかったものとみなす旨の通知書を発行しなければならない。(5)の規定に合致しない場合、審査官は援用・付加声明の提出がなかったものとみなす旨の通知書を発行しなければならない。(3)の規定に合致しない場合、審査官は手続実行補正通知書を発行しなければならない。期限が満了になっても応答がない場合、審査官は援用・付加声明の提出がなかつ</p> | <p>の副本を提出したものとみなす。</p> <p>(5) 援用・付加に係る優先権は、専利法第 29 条、実施細則第 34 条及び第 35 条の規定、並びに審査指南第一部分第一章第 6.2.1 節、第 6.2.2 節及び第 6.2.5 節の規定に合致するものでなければならない。実施細則第 36 条及び第 37 条に規定された状況に該当する場合、実施細則第 45 条の規定を適用しない。</p> <p>(1)、(2)又は(4)の規定に合致しない場合、審査官は手続実行補正通知書を発行しなければならない。期限が満了になっても応答がない場合又は補正後も規定に合致しない場合、審査官は援用・付加声明の提出がなかったものとみなす旨の通知書を発行しなければならない。(5)の規定に合致しない場合、審査官は援用・付加声明の提出がなかったものとみなす旨の通知書を発行しなければならない。(3)の規定に合致しない場合、審査官は手続実行補正通知書を発行しなければならない。期限が満了になっても応答がない場合、審査官は援用・付加声明の提出がなかつ</p> |
|--|---|---|

| | | |
|----------------|--|--|
| | <p>たものとみなす通知書を発行しなければならない。補正後に追加提出した出願書類の内容がなおも先の出願書類の副本及びその中国語訳文に含まれておらず、かつ (1)、(2)、(4)、(5) の規定に合致しない場合、審査官は出願日再確定通知書を発行し、権利要求書、説明書又はその一部の内容を追加提出した日を出願日としなければならない。</p> <p>4.7.3 援用・付加の排除適用</p> <p>分割出願については、<u>専利法実施細則第 45 条の規定を適用しない。</u></p> <p><u>専利法実施細則第 6 条第 2 項については、出願人が専利法実施細則第 45 条に規定された期限に遅れた場合には適用しない。</u></p> | <p>たものとみなす通知書を発行しなければならない。補正後に追加提出した出願書類の内容がなおも先の出願書類の副本及びその中国語訳文に含まれておらず、かつ (1)、(2)、(4)、(5) の規定に合致しない場合、審査官は出願日再確定通知書を発行し、権利要求書、説明書又はその一部の内容を追加提出した日を出願日としなければならない。</p> <p>4.7.3 援用・付加の排除適用</p> <p>分割出願については、<u>専利法実施細則第 45 条の規定を適用しない。</u></p> <p>専利法実施細則第 6 条第 2 項については、<u>出願人が専利法実施細則第 45 条に規定された期限に遅れた場合には適用しない。</u></p> |
| <p>第一部分第一章</p> | <p>第一部分第一章</p> <p>6.2.3 優先権主張の追加又は訂正</p> <p><u>専利法実施細則第 37 条の規定に基づき、出願人が優先権を主張した場合、優先日から 16 ヶ月以内又は出願日から 4 ヶ月内、かつ、<u>国務院専利行政部門が公開準備を完了するまでであれば、優先権主張の追加又は訂正を請求</u></u></p> | <p>第一部分第一章</p> <p>6.2.3 優先権主張の追加又は訂正</p> <p>専利法実施細則第 37 条の規定に基づき、<u>出願人が優先権を主張した場合、優先日から 16 ヶ月以内又は出願日から 4 ヶ月内、かつ、<u>国務院専利行政部門が公開準備を完了するまでであれば、優先権主張の追加又は訂正を請求</u></u></p> |

| | | |
|--|---|---|
| | <p>することができる。</p> <p><u>出願人が優先権主張の追加又は訂正を請求する場合、出願の提出段階において優先権を主張するとともに、規定された期限内に優先権主張追加又は訂正請求書を提出しなければならない。優先権主張の追加を請求する場合には、優先権主張の費用を同時に納付しなければならない。出願の提出時に優先権を主張しない場合、規定された期限内に請求を提出しない場合、又は期限が満了になっても優先権主張の費用を納付しない場合若しくは全額の納付がされない場合、当該請求は提出されていないものとみなす。</u></p> <p><u>優先権主張追加又は訂正に係る請求書には、先の出願の出願日、出願番号、元の受理機構の名称を明記しなければならない。先の出願の出願日、出願番号、元の受理機構の名称のうち、1 又は 2 の内容が明記されていない場合又は誤って記載されている場合であつて、出願人が定められた期限内に先の出願書類の副本を提出したときは、審査官は手続実</u></p> | <p>することができる。</p> <p>出願人が優先権主張の追加又は訂正を請求する場合、出願の提出段階において優先権を主張するとともに、規定された期限内に優先権主張追加又は訂正請求書を提出しなければならない。優先権主張の追加を請求する場合には、優先権主張の費用を同時に納付しなければならない。出願の提出時に優先権を主張しない場合、規定された期限内に請求を提出しない場合、又は期限が満了になっても優先権主張の費用を納付しない場合若しくは全額の納付がされない場合、当該請求は提出されていないものとみなす。</p> <p>優先権主張追加又は訂正に係る請求書には、先の出願の出願日、出願番号、元の受理機構の名称を明記しなければならない。先の出願の出願日、出願番号、元の受理機構の名称のうち、1 又は 2 の内容が明記されていない場合又は誤って記載されている場合であつて、出願人が定められた期限内に先の出願書類の副本を提出したときは、審査官は手続実</p> |
|--|---|---|

| | | |
|---|--|--|
| | <p><u>行補正通知書を発行しなければならない。期限が満了になっても応答がない場合又は補正後も規定に合致しない場合、審査官は提出されていないものとみなす旨の通知書を発行しなければならない。</u></p> <p><u>優先権の追加又は訂正に係る請求が規定に合致する場合、当該優先権主張声明は規定に合致するものとみなし、審査官はさらに本章第 6.2.1 節、第 6.2.2 節のその他の規定に従って優先権主張について審査を行わなければならない。</u></p> <p><u>実施細則第 36 条に規定された状況に該当する場合には、実施細則第 37 条の規定を適用しない。</u></p> <p><u>専利法実施細則第 6 条第 2 項については、出願人が専利法実施細則第 37 条に規定された期限に遅れた場合において適用しない。</u></p> | <p>行補正通知書を発行しなければならない。期限が満了になっても応答がない場合又は補正後も規定に合致しない場合、審査官は提出されていないものとみなす旨の通知書を発行しなければならない。</p> <p>優先権の追加又は訂正に係る請求が規定に合致する場合、当該優先権主張声明は規定に合致するものとみなし、審査官はさらに本章第 6.2.1 節、第 6.2.2 節のその他の規定に従って優先権主張について審査を行わなければならない。</p> <p>実施細則第 36 条に規定された状況に該当する場合には、実施細則第 37 条の規定を適用しない。</p> <p>専利法実施細則第 6 条第 2 項については、出願人が専利法実施細則第 37 条に規定された期限に遅れた場合において適用しない。</p> |
| <p>第一部分第一章</p> <p>6.2.5 優先権主張の回復</p> <p>……</p> <p>前述の状況以外のその他の原因により、優</p> | <p>第一部分第一章</p> <p>6.2.6 優先権主張の回復</p> <p>6.2.6.1 専利法実施細則第 6 条に基づく回復</p> | <p>第一部分第一章</p> <p>6.2.6 優先権主張の回復</p> <p>6.2.6.1 専利法実施細則第 6 条に基づく回復</p> |

| | | |
|--|--|---|
| <p>先権を主張していないものと見なされた場合は、回復しないものとする。例えば、専利出願の提出時に、願書に声明を提出していないため、優先権を主張していないものと見なされる場合、優先権主張の権利は回復しないものとする。</p> | <p>……</p> <p>前述の状況以外のその他の原因により、優先権を主張していないものと見なされた場合は、回復しないものとする。例えば、<u>先の出願の主題に専利権が付与されたことにより国内優先権を主張していないものとみなされる場合、優先権主張の権利は回復しない。</u></p> <p>6.2.6.2 専利法実施細則第 36 条に基づく回復</p> <p><u>専利法実施細則第 36 条の規定に基づき、先の出願の出願日から起算して 12 ヶ月の期間が満了した後に、後の出願が提出された場合、</u> <u>国務院専利行政部門が公開準備を完了する前であって、期間が満了した日から起算して 2 ヶ月以内であれば、出願人は優先権の回復を請求することができる。</u></p> <p><u>出願人は優先権の回復を請求する場合、優先権回復請求書を提出して、理由を説明し、</u> <u>権利回復請求費及び優先権主張の費用を納付し、かつその他必要な手続を行わなければな</u></p> | <p>……</p> <p>前述の状況以外のその他の原因により、優先権を主張していないものと見なされた場合は、回復しないものとする。例えば、先の出願の主題に専利権が付与されたことにより国内優先権を主張していないものとみなされる場合、優先権主張の権利は回復しない。</p> <p>6.2.6.2 専利法実施細則第 36 条に基づく回復</p> <p>専利法実施細則第 36 条の規定に基づき、先の出願の出願日から起算して 12 ヶ月の期間が満了した後に、後の出願が提出された場合、国務院専利行政部門が公開準備を完了する前であって、期間が満了した日から起算して 2 ヶ月以内であれば、出願人は優先権の回復を請求することができる。</p> <p>出願人は優先権の回復を請求する場合、優先権回復請求書を提出して、理由を説明し、権利回復請求費及び優先権主張の費用を納付し、かつその他必要な手続を行わなければな</p> |
|--|--|---|

| | | |
|---|---|---|
| | <p>らない。例えば、先の出願書類の副本、優先権譲渡証明書類を提出する等。規定に合致する場合、優先権は回復し、審査官は権利回復請求審査許可通知書を発行しなければならない。規定に合致しない場合、審査官は権利回復請求審査許可通知書を発行し、かつ回復しない理由を説明しなければならない。</p> <p><u>実施細則第 37 条に規定された状況に該当する場合には、実施細則第 36 条の規定を適用しない。</u></p> <p><u>専利法実施細則第 6 条第 1 項、第 2 項については、出願人が専利法実施細則第 36 条の期限に遅れた場合において適用しない。</u></p> | <p>らない。例えば、先の出願書類の副本、優先権譲渡証明書類を提出する等。規定に合致する場合、優先権は回復し、審査官は権利回復請求審査許可通知書を発行しなければならない。規定に合致しない場合、審査官は権利回復請求審査許可通知書を発行し、かつ回復しない理由を説明しなければならない。</p> <p>実施細則第 37 条に規定された状況に該当する場合には、実施細則第 36 条の規定を適用しない。</p> <p>専利法実施細則第 6 条第 1 項、第 2 項については、出願人が専利法実施細則第 36 条の期限に遅れた場合において適用しない。</p> |
| <p>第一部分第一章</p> <p>6.5 早期公開声明</p> <p>早期公開声明は、発明専利出願についてのみ適用する。</p> <p>出願人は、早期公開声明の提出に当たって、如何なる条件も付けてはならない。</p> <p>早期公開声明が規定事項に合致しない場合、審査官は提出していないものとみなす旨</p> | <p>第一部分第一章</p> <p>6.5 早期公開声明</p> <p>早期公開声明は、発明専利出願についてのみ適用する。</p> <p>出願人は、早期公開声明の提出に当たって、如何なる条件も付けてはならない。</p> <p>早期公開声明が規定事項に合致しない場合、審査官は提出していないものとみなす旨</p> | <p>第一部分第一章</p> <p>6.5 早期公開声明</p> <p>早期公開声明は、発明専利出願についてのみ適用する。</p> <p>出願人は、早期公開声明の提出に当たって、如何なる条件も付けてはならない。</p> <p>早期公開声明が規定事項に合致しない場合、審査官は提出していないものとみなす旨</p> |

| | | |
|--|---|--|
| <p>の通知書を発行しなければならない。規定事項に合致する場合、専利出願の方式審査を合格した後に、直ちに公開の準備に移行する。公開の準備に移行した後に、出願人が早期公開声明の取り下げを要求する場合、当該請求は提出していないものとみなされ、出願書類は通常どおりに公開される。</p> | <p>の通知書を発行しなければならない。規定事項に合致する場合、専利出願の方式審査を合格した後に、直ちに公開の準備に移行する。公開の準備に移行が完了した後に、出願人が早期公開声明の取り下げを要求する場合、当該請求は提出していないものとみなされ、出願書類は通常どおりに公開される。</p> | <p>の通知書を発行しなければならない。規定事項に合致する場合、専利出願の方式審査を合格した後に、直ちに公開の準備に移行する。公開の準備が完了した後に、出願人が早期公開声明の取り下げを要求する場合、当該請求は提出していないものとみなされ、出願書類は通常どおりに公開される。</p> |
| <p>第一部分第一章 6.6 専利出願の取下げ声明 専利出願の取下げ声明が専利出願が公開準備段階に移行した後に提出された場合、出願書類は通常どおりに公開又は公告されるが、審査手続は終止する。</p> | <p>第一部分第一章 6.6 専利出願の取下げ声明 専利出願の取下げ声明が専利出願がの公開準備に移行した<u>が完了した</u>後に提出された場合、出願書類は通常どおりに公開又は公告されるが、審査手続は終止する。</p> | <p>第一部分第一章 6.6 専利出願の取下げ声明 専利出願の取下げ声明が専利出願の公開準備が完了した後に提出された場合、出願書類は通常どおりに公開又は公告されるが、審査手続は終止する。</p> |
| <p>第一部分第一章 6.7.2.3 発明者の変更 (2) 発明者について記入漏れ又は誤記があったために変更請求を提出する場合、出願人（又は専利権者）全員と変更前の発明者全員</p> | <p>第一部分第一章 6.7.2.3 発明者の変更 <u>(3)</u> (2) 発明者について記入漏れ又は誤記があったために変更請求を提出する場合、<u>受理通知書を受け取った日から起算して 1 ヶ</u></p> | <p>第一部分第一章 6.7.2.3 発明者の変更 (3) 発明者について記入漏れ又は誤記があったために変更請求を提出する場合、受理通知書を受け取った日から起算して 1 ヶ月以内</p> |

| | | |
|--|---|---|
| <p>が署名又は捺印した証明書類を提出しなければならぬ。</p> <p>……</p> | <p><u>月以内に提出するとともに、出願人全員（又は専利権者）と変更前後の発明者全員が署名又は捺印した証明書類を提出しなければならず、その中で変更の原因を明示し、かつ専利法実施細則第 14 条の規定に従って変更後の発明者が本発明創造の実体的特徴に対して創造的な貢献をしている全員であることが確認されている旨を声明しなければならない。</u></p> <p>……</p> | <p>に提出するとともに、出願人全員（又は専利権者）と変更前後の発明者全員が署名又は捺印した証明書類を提出しなければならず、その中で変更の原因を明示し、かつ専利法実施細則第 14 条の規定に従って変更後の発明者が本発明創造の実体的特徴に対して創造的な貢献をしている全員であることが確認されている旨を声明しなければならない。</p> <p>……</p> |
| | <p>第一部分第一章</p> <p>6.7.5 信義誠実の原則</p> <p><u>審査官は、信義誠実の原則に違反する関連手続について、提出されていないものとみなす旨の通知書を発行しなければならない。</u></p> | <p>第一部分第一章</p> <p>6.7.5 信義誠実の原則</p> <p>審査官は、信義誠実の原則に違反する関連手続について、提出されていないものとみなす旨の通知書を発行しなければならない。</p> |
| | <p>第一部分第二章</p> <p>7.6 先の出願書類を援用する方式による出願書類の追加提出</p> <p><u>本部第一章第 4.7 節の規定を適用する。</u></p> <p><u>先の出願書類を援用する方式によって欠落に関する説明書の添付図面を追加提出する場</u></p> | <p>第一部分第二章</p> <p>7.6 先の出願書類を援用する方式による出願書類の追加提出</p> <p>本部第一章第 4.7 節の規定を適用する。</p> <p>先の出願書類を援用する方式によって欠落に関する説明書の添付図面を追加提出する場</p> |

| | | |
|---|--|---|
| | <p>合については、本部第一章第 4.7.1 節の規定を適用する。先の出願書類を援用する方式によって誤って提出した説明書の添付図面、又は不十分な若しくは誤って提出した一部説明書の添付図面を追加提出する場合については、本部第一章第 4.7.2 節の規定を適用する。</p> | <p>合については、本部第一章第 4.7.1 節の規定を適用する。先の出願書類を援用する方式によって誤って提出した説明書の添付図面、又は不十分な若しくは誤って提出した一部説明書の添付図面を追加提出する場合については、本部第一章第 4.7.2 節の規定を適用する。</p> |
| <p>第一部分第三章 6.1.1 法律違反</p> <p>法律違反とは、意匠専利出願の内容が、全国人民代表大会又は全国人民代表大会常務委員会が立法プロセスに基づいて制定・公布する法律に違反することをいう。</p> <p>例えば、人民元札の図案が付されたシートの意匠は、『中国人民銀行法』に違反しているので、専利権を付与しない。</p> | <p>第一部分第三章 6.1.1 法律違反</p> <p>法律違反とは、意匠専利出願の内容が、全国人民代表大会又は全国人民代表大会常務委員会が立法プロセスに基づいて制定・公布する法律に違反することをいう。</p> <p>例えば、<u>「中華人民共和国刑法」「中華人民共和国治安管理処罰法」</u>では賭博、麻薬吸飲等の関連行為を禁止しているところ、賭博用装置、麻薬吸飲用器具の意匠については法律に違反する意匠に該当するため、<u>専利権を付与しない。</u>人民元札の図案が付されたシートの意匠は、「<u>中華人民共和国中国人民銀行法</u>」に違反するため、専利権を付与しない。</p> | <p>第一部分第三章 6.1.1 法律違反</p> <p>法律違反とは、意匠専利出願の内容が、全国人民代表大会又は全国人民代表大会常務委員会が立法プロセスに基づいて制定・公布する法律に違反することをいう。</p> <p>例えば、「中華人民共和国刑法」「中華人民共和国治安管理処罰法」では賭博、麻薬吸飲等の関連行為を禁止しているところ、賭博用装置、麻薬吸飲用器具の意匠については法律に違反する意匠に該当するため、専利権を付与しない。人民元札の図案が付されたシートの意匠は、「中華人民共和国中国人民銀行法」に違反するため、専利権を付与しない。</p> |

| | | |
|---|---|--|
| | <p>中国の国旗、国章の内容が含まれる意匠は、 「中華人民共和国国旗法」「中華人民共和国 国章法」に違反するため、専利権を付与しな い。</p> | <p>中国の国旗、国章の内容が含まれる意匠は、 「中華人民共和国国旗法」「中華人民共和国 国章法」に違反するため、専利権を付与しな い。</p> |
| <p>第一部分第三章 6.1.3 公共の利益に反する場合 公共の利益に反するとは、意匠の実施や使用により公衆或いは社会に危害を加えるか、若しくは国と社会における正常な秩序に影響を与えるものをいう。 専利出願に係る意匠の文字或いは図案が、国の重大な政治事件、経済事件、文化事件又は宗教信仰に関するものであって、公共の利益に反したり、或いは公衆の感情若しくは民族的感情を傷付けたり、又は封建迷信を宣伝したり、良くない政治影響を引き起こす場合、当該専利出願については、専利権を付与しない。 有名な建物（例えば、天安門）及び領袖の肖像などを内容とする意匠については、専利権を付与しない。</p> | <p>第一部分第三章 6.1.3 公共の利益に反する場合 公共の利益に反するとは、意匠の実施や使用により公衆或いは社会に危害を加えるか、若しくは国と社会における正常な秩序に影響を与えるものをいう。 <u>専利出願に係る意匠の文字或いは図案が政 党の象徴及び標識、国の重大な政治事件に関 するものであって、公衆の感情又は民族的感 情を傷付けたり、封建迷信を宣伝したりする 意匠については、専利権を付与しない。国の 重大な経済事件、文化事件又は宗教信仰に関 するものであって、公共の利益に反する或い は傷害公衆の感情若しくは民族的感情を傷付 けたり、又は宣揚封建迷信を宣伝したり、良 くない政治影響を引き起こす場合、当該専利 出願意匠については、専利権を付与しない。</u></p> | <p>第一部分第三章 6.1.3 公共の利益に反する場合 公共の利益に反するとは、意匠の実施や使用により公衆或いは社会に危害を加えるか、若しくは国と社会における正常な秩序に影響を与えるものをいう。 政党の象徴及び標識、国の重大な政治事件に関するものであって、公衆の感情又は民族的感情を傷付けたり、封建迷信を宣伝したりする意匠については、専利権を付与しない。 国の重大な経済事件、文化事件又は宗教信仰に関するものであって、公共の利益に反する意匠については、専利権を付与しない。 天安門を含む有名な建物若しくは領袖の肖像等の内容の内容が含まれる意匠については、専利権を付与しない。</p> |

| | | |
|--|---|---|
| <p>中国の国旗、国章を図案の内容とする意匠については、専利権を付与しない。</p> | <p>天安門を含む有名な建物（例えば、天安門）及び若しくは領袖の肖像等の内容が含まれる意匠については、専利権を付与しない。</p> <p>中国の国旗、国章を図案の内容とする意匠は専利権が付与されない。</p> | |
| <p>第一部分第三章</p> <p>7.4 意匠専利権を付与しない場合</p> <p>専利法 2 条 4 項の規定に基づき、以下の項目は意匠専利権を付与しない状況に該当する。</p> <p>(1) 特定の地理的条件によって決まるもので、繰り返し再現することのできない固定された建物、橋など。例えば、特定の山、河川を含む山水別荘。</p> <p>(2) 気体、液体及び粉末などの固定の形状を有しない物質を含んでいるために、形状、図案、色彩などが固定されていない製品。</p> <p>(3) 分割できない、単独では販売できない、又は単独では使用できない製品の局部の設計。例えば、靴下のかかと部分、ブリム、コップの取っ手など。</p> | <p>第一部分第三章</p> <p>7.4 意匠専利権を付与しない場合</p> <p>専利法 2 条 4 項の規定に基づき、以下の項目は意匠専利権を付与しない状況に該当する。</p> <p>(1) 特定の地理的条件によって決まるもので、繰り返し再現することのできない固定された建物、橋など。例えば、特定の山、河川を含む山水別荘。</p> <p>(2) 気体、液体及び粉末などの固定の形状を有しない物質を含んでいるために、形状、図案、色彩などが固定されていない製品。</p> <p>(3) 分割できない、単独では販売できない、又は単独では使用できない製品の局部の設計。例えば、靴下のかかと部分、ブリム、コップの取っ手など。</p> | <p>第一部分第三章</p> <p>7.4 意匠専利権を付与しない場合</p> <p>専利法 2 条 4 項の規定に基づき、以下の項目は意匠専利権を付与しない状況に該当する。</p> <p>(1) 特定の地理的条件によって決まるもので、繰り返し再現することのできない固定された建物、橋など。例えば、特定の山、河川を含む山水別荘。</p> <p>(2) 気体、液体及び粉末などの固定の形状を有しない物質を含んでいるために、形状、図案、色彩などが固定されていない製品。</p> <p>(3) 特定の形状又は図案を有する異なった複数の部材で組み合わせた製品であって、部材そのものが単独で販売できない場合又は単独では使用できない場合、当該部材について</p> |

| | | |
|--|--|--|
| <p>(4) 特定の形状又は図案を有する異なった複数の部材で組み合わせた製品であって、部材そのものが単独で販売できない場合又は単独では使用できない場合、当該部材については意匠専利の保護客体に該当しない。例えば、形状の異なったピースから構成されるジグソーパズルは、すべてのピースを一件の意匠として出願する場合に限って、意匠専利の保護客体に該当する。</p> <p>(5) 目視できない、又は肉眼では確認しにくく、特定の工具を使わないと、その形状、図案、色彩を見分けられないような製品。例えば、紫外線ランプで照射されないと図案が現れない製品など。</p> <p>(6) 保護を求める意匠が、製品そのものが通常有する形態ではない場合。例えばハンカチを動物の形にした意匠など。</p> <p>(7) 自然物の元来の形状、図案、色彩を主体とする設計。通常は、2つの状況を指すが、一つは自然物そのもの、もう一つは自然物のシミュレーション設計である。</p> | <p>(43) 特定の形状又は図案を有する異なった複数の部材で組み合わせた製品であって、部材そのものが単独で販売できない場合又は単独では使用できない場合、当該部材については意匠専利の保護客体に該当しない。例えば、形状の異なったピースから構成されるジグソーパズルは、すべてのピースを一件の意匠として出願する場合に限って、意匠専利の保護客体に該当する。</p> <p>(54) 目視できない、又は肉眼では確認しにくく、特定の工具を使わないと、その形状、図案、色彩を見分けられないような製品。例えば、紫外線ランプで照射されないと図案が現れない製品など。</p> <p>(6) 保護を求める意匠が、製品そのものが通常有する形態ではない場合。例えばハンカチを動物の形にした意匠など。</p> <p>(75) 自然物の元来の形状、図案、色彩を主体とする設計。通常は、2つの状況を指すが、一つは自然物そのもの、もう一つは自然物のシミュレーション設計である。</p> | <p>は意匠専利の保護客体に該当しない。例えば、形状の異なったピースから構成されるジグソーパズルは、すべてのピースを一件の意匠として出願する場合に限って、意匠専利の保護客体に該当する。</p> <p>(4) 目視できない、又は肉眼では確認しにくく、特定の工具を使わないと、その形状、図案、色彩を見分けられないような製品。例えば、紫外線ランプで照射されないと図案が現れない製品など。</p> <p>(5) 自然物の元来の形状、図案、色彩を主体とする設計。通常は、2つの状況を指すが、一つは自然物そのもの、もう一つは自然物のシミュレーション設計である。</p> <p>(6) 単なる美術、書道、写真などのカテゴリーに属する作品。</p> <p>(7) その製品の属する分野では見慣れている幾何形状及び図案からなる意匠。</p> <p>(8) 文字や数字が有する発音や意味については、意匠の保護内容に該当しない。</p> <p>(9) 製品の電源を入れた後に表示される図</p> |
|--|--|--|

| | | |
|---|---|---|
| <p>(8) 単なる美術、書道、写真などのカテゴリーに属する作品。</p> <p>(9) その製品の属する分野では見慣れている幾何形状及び図案からなる意匠。</p> <p>(10) 文字や数字が有する発音や意味については、意匠の保護内容に該当しない。</p> <p>(11) 製品の電源を入れた後に表示される図案。例えば、デジタル時計のディスプレイに表示される図案、携帯電話のディスプレイに表示される図案、ソフトウェアのインターフェースなど。</p> | <p>(86) 単なる美術、書道、写真などのカテゴリーに属する作品。</p> <p>(97) その製品の属する分野では見慣れている幾何形状及び図案からなる意匠。</p> <p>(108) 文字や数字が有する発音や意味については、意匠の保護内容に該当しない。</p> <p>(119) 製品の電源を入れた後に表示される図案。例えば、デジタル時計のディスプレイに表示される図案、携帯電話のディスプレイに表示される図案、ソフトウェアのインターフェースなど。</p> <p><u>(10) 製品における相対的に独立した領域又は完全な設計ユニットとして成立しない部分意匠。例えば、コップの取っ手の 1 本の転換線、任意で切り取るメガネのレンズの不規則な部分。</u></p> <p><u>(11) 専利保護を求める部分意匠が、製品の表面の図案又は図案と色彩とを結合した設計のみである場合。例えば、バイクの表面の図案。</u></p> | <p>案。例えば、デジタル時計のディスプレイに表示される図案、携帯電話のディスプレイに表示される図案、ソフトウェアのインターフェースなど。</p> <p>(10) 製品における相対的に独立した領域又は完全な設計ユニットとして成立しない部分意匠。例えば、コップの取っ手の 1 本の転換線、任意で切り取るメガネのレンズの不規則な部分。</p> <p>(11) 専利保護を求める部分意匠が、製品の表面の図案又は図案と色彩とを結合した設計のみである場合。例えば、バイクの表面の図案。</p> |
| <p>第一部分第三章</p> | <p>第一部分第三章</p> | <p>第一部分第三章</p> |

| | | |
|---|---|--|
| <p>9.1 同一製品に係わる二つ以上の類似意匠 専利法第 31 条 2 項に基づき、同一製品における二つ以上の類似意匠は、一件の出願として申請することができる。</p> <p>一件の意匠専利出願における類似意匠は 10 を超えてはならない。10 を超えている場合、審査官が審査意見通知書を送付する。出願人が訂正しても欠陥が克服されない場合には、当該専利出願は拒絶される。</p> | <p>9.1 同一製品に係わる二つ以上の類似意匠 専利法第 31 条 2 項に基づき、同一製品における二つ以上の類似意匠は、一件の出願として申請することができる。</p> <p><u>同一製品の全体設計とその部分からなる設計とを、一つの出願として申請することはできない。</u></p> <p>一件の意匠専利出願における類似意匠は 10 を超えてはならない。10 を超えている場合、審査官が審査意見通知書を送付する。出願人が訂正しても欠陥が克服されない場合には、当該専利出願は拒絶される。</p> | <p>9.1 同一製品に係わる二つ以上の類似意匠 専利法第 31 条 2 項に基づき、同一製品における二つ以上の類似意匠は、一件の出願として申請することができる。</p> <p>同一製品の全体設計とその部分からなる設計とを、一つの出願として申請することはできない。</p> <p>一件の意匠専利出願における類似意匠は 10 を超えてはならない。10 を超えている場合、審査官が審査意見通知書を送付する。出願人が訂正しても欠陥が克服されない場合には、当該専利出願は拒絶される。</p> |
|---|---|--|

出所：国家知識産権局ホームページ：

https://www.cnipa.gov.cn/art/2022/10/31/art_75_180016.html

※本資料はジェトロが作成した仮訳となります。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。